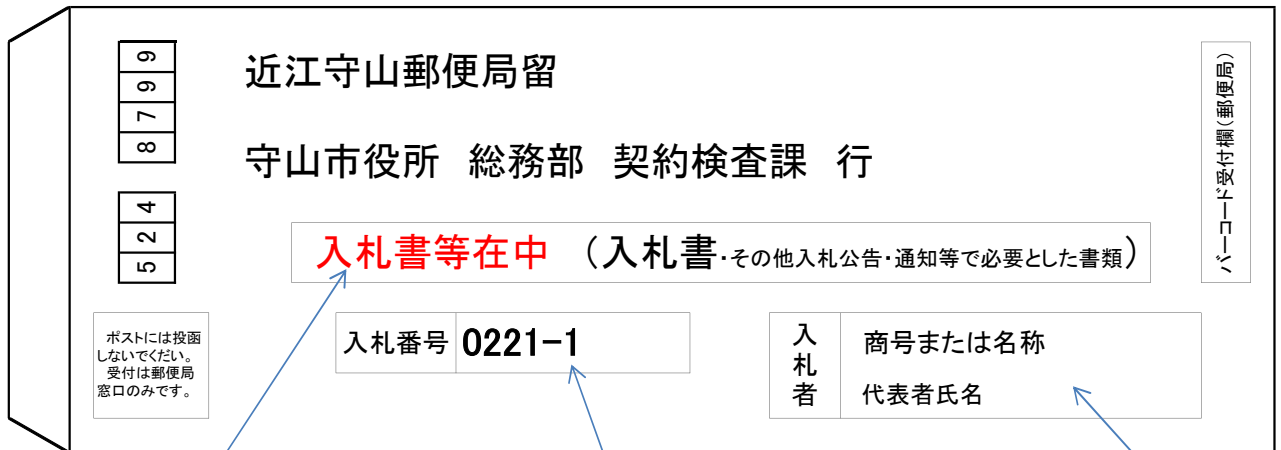


郵便入札封筒記載例

封筒(表)

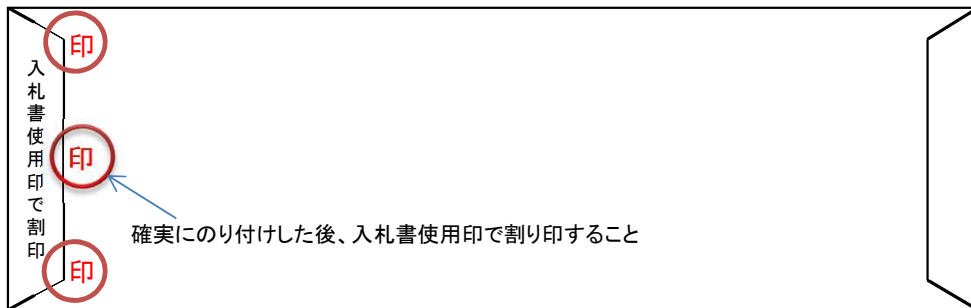


「入札書等在中」を**朱**書き

入札番号の記載がない場合は、入札に参加できません

ゴム印でも可

封筒(裏)



(留意事項)

- 封筒に入札書等を同封し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で入札通知で指定した郵送開始日から到達期限までに近江守山郵便局留で必着するよう手続を行って下さい。
指定した方法以外(入札書等を契約検査課へ持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、郵便局留でない書留郵便等、FAX、電子メール等)でした入札は無効となります。
- 郵送開始日から到達期限までに近江守山郵便局へ届くよう、ゆとりを持って早めに郵便局窓口で手続をして下さい。到達期限までに近江守山郵便局に局留で到達したもののみ有効で、到達期限より後に到達した入札書等は無効となります。また、郵送開始日より前に手続された場合、近江守山郵便局での保管期限を超過し、郵便物を返却されることがありますので、郵送開始日以降に手続をして下さい。
- 直接ポストに投函することはできません。郵便局窓口のみの受付となります。
- 郵送は入札案件ごとです。1つの封筒に複数の入札案件の入札書等を入れしないでください。すべて無効となります。

※入札書等到達期日に郵送手続をされる場合の注意点

- 近江守山郵便局で手続される場合
郵便局内にある通常の窓口で手続をされる場合は入札書等到達期日での局留処理とはなりません。ただし、時間外窓口で手続される場合は、入札書等到達期日での局留処理となります。
- その他の郵便局で手続をされる場合
どの窓口であっても入札書等到達期日での局留処理とはなりません。

→ 入札書等到達期日間際に手続をされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認してください。